

# 障害児入所施設（共通）に係る 報酬・基準について 論点等

# 障害児入所施設共通に係る報酬・基準について

## 障害児入所施設共通に係る論点

論点 重度障害児の小規模グループケアのあり方について

# 【論点】 重度障害児の小規模グループケアのあり方について

## 現状・課題

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において算定している重度障害児支援加算については、 重度障害児専用棟の設置、 重度障害児入所棟の定員をおおむね20人以上、 居室については1階に設けること等を要件としている。

この施設要件が小規模グループケアを進める際の障壁となっているため、小規模グループケアに対応した重度障害児支援加算の施設要件となるように、令和元年地方分権改革推進提案において見直しを提案されている。

重度障害児入所棟及び小規模グループケアの実態について、「令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査 障害児入所施設の支援の実態調査」にて調査中である。

【福祉型障害児入所施設】

	取得率	費用額
重度障害児支援加算( ) (知的障害児、自閉症児の場合)	72.4%	30,523千円
小規模グループケア加算	18.9%	13,210千円

【医療型障害児入所施設】

	取得率	費用額
重度障害児支援加算( )及び( ) (自閉症児の場合)	0.0%	0千円
重度障害児支援加算( ) (肢体不自由児の場合)	23.4%	13,434千円
小規模グループケア加算	4.2%	2,818千円

## 論 点

現在、重度障害児支援加算について、小規模化を進めることを前提とした施設要件とはなっていない。重度障害児入所棟における小規模化についてどのように考えるか。

## 検討の方向性

令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査 障害児入所施設の支援の実態調査の結果も踏まえつつ、今後、重度障害児入所棟の在り方を含め、重度障害児の小規模化のあり方について必要な検討を行ってはどうか。

## 検討の方向性(続き)

< 令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査の結果 >

調査への回答があった福祉型障害児入所施設のうち、

- ・ 小規模グループケア加算と重度障害児支援加算の両方を算定している事業所 15事業所
  - ・ このうち、重度障害児入所棟の中で小規模グループケアを実施している事業所 7事業所
- 医療型障害児入所施設については、両方の加算を算定していると回答した事業所はなし。

事例は少ないものの、両方の加算を算定できている事業所においては、重度障害児入所棟内をユニットに分け、1ユニットの定員を小規模化するなどの工夫をして実施していることが分かった。



令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査の結果によると、事業所の運営上の工夫で、小規模グループケア加算と重度障害児支援加算の両方を算定している事業所はあり、必ずしも重度障害児支援加算の設備要件によって、小規模グループケア加算を算定できないという状況ではない。

しかしながら、重度の障害児についても、小規模で家庭的な養育環境で養育されることが望ましく、また、小規模グループケアは4人から8人単位で生活し、各単位ごとに居室、居間、食堂、台所、浴室、便所等を専用に備えることとしている。このため、小規模グループケア加算の算定対象については、重度障害児支援加算の設備要件のうち、  
重度障害児専用棟の設置、  
重度障害児入所棟の定員をおおむね20人以上、  
居室については1階に設けること  
の要件を求めないこととしてはどうか。( については、災害等の際に障害児が安全に避難できる方法(屋外階段や屋外傾斜路等の設置)の確保等に留意することとしてはどうか。)

# 令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査の結果(速報値)の概要

## 小規模グループケアの実施状況

	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
実施あり	34施設 (23.0%)	6施設 (5.0%)
実施なし	103施設 (69.6%)	100施設 (84.0%)
無回答	11施設 (7.4%)	13施設 (10.9%)

## 小規模グループケアの実施単位数

	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
平均	3.4単位	1.6単位

## 小規模グループケアの実利用者数

	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
平均	22.5人	12.4人

## 重度障害児支援加算の施設基準に該当する重度障害児入所棟の状況

	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
施設全体	25施設 (44.6%)	13施設 (61.9%)
施設の一部	31施設 (55.4%)	8施設 (38.1%)

## 重度障害児入所棟の実利用者数

	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
平均	14.6人	32.4人

小規模グループケアを実施しており、かつ、重度障害児入所棟を有する施設における、小規模グループケアの実施場所と重度障害児入所棟の配置

	福祉型
施設内の別の建物に配置	1施設 (6.7%)
同じ建物の別の場所(別フロア等)に配置	6施設 (40.0%)
重度障害児入所棟の中で小規模グループケアを実施	7施設 (46.7%)
その他	1施設 (6.7%)

医療型障害児入所施設については回答なし

## 障害児入所施設(福祉型・医療型)における小規模グループケア加算及び重度障害児支援加算の施設基準の概要

小規模グループケア加算の主な施設基準	重度障害児支援加算の主な施設基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。</li> <li>・居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とすること。</li> <li>・小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとすること。</li> </ul>	<p>【福祉型障害児入所施設】</p> <p>&lt; 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備運営基準に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋を設けること。</li> <li>・加算の対象となる障害児の居室は、一階に設けること。一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上。</li> <li>・重度障害児入所棟の定員は、おおむね二十人以上。</li> <li>・重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。</li> </ul> <p>&lt; 主として肢体不自由児を入所させる施設 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室は、一人当たりの面積を四・九五平方メートル以上。</li> <li>・浴室、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、洗面所等を設けること。</li> <li>・重度肢体不自由児入所棟の定員は、おおむね二十人から三十人まで。</li> <li>・重度肢体不自由児入所棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。</li> <li>・重度肢体不自由児入所棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。</li> </ul> <p>【医療型障害児入所施設】</p> <p>&lt; 主として自閉症児を入所させる施設 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋を設けること。</li> <li>・障害児の病室は、一階に設けること。一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上。</li> <li>・重度障害児病棟の定員は、おおむね二十人以上。</li> <li>・重度障害児病棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。</li> </ul> <p>&lt; 主として肢体不自由児を入所させる施設 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度肢体不自由児の病室は、一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上。</li> <li>・浴室、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。</li> <li>・重度肢体不自由児病棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人まで。</li> <li>・重度肢体不自由児病棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。</li> <li>・重度肢体不自由児病棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。</li> </ul>

# 障害児入所施設(福祉型・医療型)における小規模グループケア加算及び重度障害児支援加算の施設基準

厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年3月30日厚生労働省告示第269号) < 抜粋 >

## 【小規模グループケア加算】

### < 福祉型障害児入所施設 >

十七 入所給付費単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所支援施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)を一以上配置すること。
- ロ 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。
- ハ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算の対象となる障害児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。
- ニ 加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とすること。
- ホ 小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとすること。ただし、ロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあっては、入所定員を十人とすることができるものとする。
- ヘ 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画(指定入所基準第三条に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。

### < 医療型障害児入所施設 >

二十 入所給付費単位数表第2の5の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定入所基準第五十二条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所支援施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)を一以上配置すること。
- ロ 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。
- ハ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算対象児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。
- ニ 加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とすること。
- ホ 小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとすること。ただし、ロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあっては、入所定員を十人とすることができるものとする。
- ヘ 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。



## 【重度障害児支援加算】

### < 福祉型障害児入所施設 >

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)別表障害児入所給付費単位数表(以下「入所給付費単位数表」という。)第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児(主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。)又は自閉症児(主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。)第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のイ又はロの規定に該当する障害児(以下この号において「重度障害児」という。)が入所する建物(以下「重度障害児入所棟」という。)であって、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。)第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂(配膳室を含む。以下同じ。)、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

(2) 加算の対象となる障害児の居室は、一階に設けることとするほか、次の(一)及び(二)に掲げる基準に適合すること。

(一) 一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。

(二) 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けることとし、一人用居室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。

(3) 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。

(4) 重度障害児入所棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。

(5) 重度障害児入所棟は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。

(6) 重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(7) 重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。

(8) 当分の間、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあっては指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。)が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のロの規定に該当する肢体不自由児(以下この号において「重度肢体不自由児」という。)が入所する建物(以下「重度肢体不自由児入所棟」という。)であって、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の(一)から(十)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。



- (一) 重度肢体不自由児の居室は、一人当たりの面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。
  - (二) 浴室(水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。)、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあっては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあっては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。
  - (三) 重度肢体不自由児入所棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。
  - (四) 重度肢体不自由児入所棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各居室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。
  - (五) 重度肢体不自由児入所棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、居室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。
  - (六) 重度肢体不自由児入所棟は、原則として、重度肢体不自由児入所棟以外の入所棟の入所定員が五十人以上である入所棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に設置するものとする。
  - (七) 重度肢体不自由児入所棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。
  - (八) 重度肢体不自由児入所棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。
  - (九) 重度肢体不自由児入所棟の居室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。
  - (十) 重度肢体不自由児入所棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。
- (2) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

### < 医療型障害児入所施設 >

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設(指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のイ又はロの規定に該当する障害児(以下「重度障害児」という。)が入所する建物(以下この号において「重度障害児病棟」という。)であって、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。
- (2) 加算の対象となる障害児の病室は、設備運営基準第五十七条に定めるもののほか、次の(一)から(三)までに掲げる基準に適合すること。
  - (一) 一階に設けること。
  - (二) 一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの病室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。
  - (三) 必要に応じ、一人用病室及び二人用病室を設けることとし、一人用病室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用病室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。
- (3) 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。
- (4) 重度障害児病棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。

- (5) 重度障害児病棟は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。
- (6) 重度障害児病棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。
- (7) 重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児病棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。
- (8) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

□ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第2の1の注4の八の規定に該当する肢体不自由児(以下この号において「重度肢体不自由児」という。)が入所する建物(以下「重度肢体不自由児病棟」という。)であって、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の(一)から(十)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。

- (一) 重度肢体不自由児の病室は、一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。
- (二) 浴室、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあっては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあっては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。
- (三) 重度肢体不自由児病棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。
- (四) 重度肢体不自由児病棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各病室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。
- (五) 重度肢体不自由児病棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、病室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。
- (六) 重度肢体不自由児病棟は、原則として、重度肢体不自由児病棟以外の病棟の入所定員が五十人以上である病棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設に設置するものとする。
- (七) 重度肢体不自由児病棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。
- (八) 重度肢体不自由児病棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。
- (九) 重度肢体不自由児病棟の病室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。
- (十) 重度肢体不自由児病棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(2) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) < 抜粋 >

### < 福祉型障害児入所施設 >

(設備の基準)

第四十八条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児(以下「盲ろうあ児」という。)を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- 二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- 三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
  - イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
  - ロ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- 四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- 五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
  - イ 訓練室及び屋外訓練場
  - ロ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 六 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。
- 七 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 八 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- 九 便所は、男子用と女子用とを別にする事。

### < 医療型障害児入所施設 >

(設備の基準)

第五十七条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- 二 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- 三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。